

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び条例施行規則の改正について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（以下「政令」という。）及び関連する告示が一部改正されたこと等に伴い、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則の改正を行いました。

1 条例及び条例施行規則改正の概要

(1) 政令及び告示改正に伴う規定整備

政令及び告示の一部改正により、駐車場及び劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準が見直されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき本条例で同基準に付加していた基準を廃止する等の規定整備を行いました。

(2) 建築物の新築等に際した協議等の手続の合理化

これまで本条例において独自に定めていた建築物等をバリアフリーにするために必要な構造及び配置に関する基準の一部について、新たに法の規定に基づき建築物移動等円滑化基準に付加する基準として定めることにより、法の適用を受ける建築物（以下「法対象建築物」という。）の新築等を行う場合については、以下のとおり条例による協議及び検査を要しないこととしました。

行為	現行	改正後
法対象建築物の新築、増築、改築又は用途の変更	建築基準法の手続 及び条例の手続	建築基準法の手続 のみ
条例において独自に適用対象としている建築物の新築、増築、改築、用途の変更等	条例の手続のみ	条例の手続のみ

(3) 公表規定の新設

違反行為に対する命令等の実効性を高めるため、正当な理由なく命令に従わない場合等にその事実、氏名、住所等を公表することができるものとなりました。

また、公表規定の新設により違反行為の抑制が期待できることから、罰則規定は廃止しました。

(4) その他

その他必要な規定の整備を行いました。

2 公布の日及び施行期日

(1) 条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日公布、同年6月1日施行

(2) 条例施行規則の一部を改正する規則

令和7年4月1日公布、同年6月1日施行（一部の規定は、同年4月1日施行）